

○林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。

まず、冒頭、今回の東日本大震災でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

本日は、山岡大臣始め、大臣の所信的な御挨拶に対する質疑ということでございまして今日は大臣の御所見などもお伺いしたいと思っておりますが、限られた時間でございますので、テーマを絞ってお伺いをしてみたいと思います。

今大きな問題となっているのが消費者庁と国民生活センターの一元化の在り方かと思えます。国民生活センターは、創立から四十年間、まさに消費者の皆さんにとって身近な相談窓口として機能をしてきたわけでございます。しかしながら、消費者庁と目的であるとか機能の面で重なるところが数多くあるということや、真に消費者行政全体を強化していくために、昨年十二月に、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することも含め、法人の在り方を検討するという閣議決定が行われております。これを受けまして、タスクフォースの方で、国民生活センターの各機能を基本的に消費者庁に一元化する必要があるという結論も出されたところでございます。

この言葉の中に、組織の一元化ではなくて機能の一元化と、これ閣議決定もタスクフォースもそうなっているわけなんですけど、組織と機能の一元化ってやっぱり意味合いが大分違うんじゃないかなと私は思うわけでございます。

そうした中で、今まさにこの国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議というのが開かれておりまして議論をいただいているわけなんですけれども、その前提は、閣議決定やタスクフォースの中で書かれているように、組織の一元化というよりも機能の一元化ということによろしいんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○大臣政務官（郡和子君） 林委員にお答えいたします。

今御発言がございましたように、昨年の十二月の閣議決定で、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含めて、法人の在り方を検討するというふうにされました。そこでタスクフォースが設けられて、主に国民生活

センターの機能に焦点を当てまして検討を重ねてきたところでございます。その上で、国民生活センターの各機能については、平成二十五年度に消費者庁に移管し、一元化することを目指すとの取りまとめが行われたものと承知をしております。

具体的には、この間、大変長い間国民生活センターが担ってまいりました支援相談機能ですとか、それから研修また商品テストなどの各機能を消費者庁の中に、施設等で実施するというふうなことにしたものだというふうに承知をしております。

機能の一元化ということが主でありますけれども、それが組織の一元化になるということとも同じではないかというふうにとらえているところでございます。

○林久美子君 機能を一元化すれば結果として組織としても一元化とか一体化していくという御答弁だったかと思えます。

ただ、閣議決定もあってタスクフォースの結論も出ているにもかかわらず、今またこうして検証会議の中で議論しなくてはならないほど、やっぱり機能とか組織統合というのは非常に難しい問題なんだと思えます。関係者の方の御理解もたくさん得ていかななくてはならないということかと思えますが、とはいえ、やっぱり結論は出していかななくてはなりません。

現在行われている検証会議は十一月中にも中間報告をまとめられるというふうに伺っておりますし、先日の大臣の所信的挨拶の中でも触れられていましたけれども、先行的に取り組める事項については今月五日から試行という形で実施をいただいているところでもございます。

そこで、お伺いをしたいんですが、この試行というのはいつまで期間的に行われるのかということと、その試行の結果をまさに今議論いただいている検証会議の中間報告に反映をされるのかどうかということでお伺いをさせていただきたいと思えますが、これ政務官お願いします。

○大臣政務官（郡和子君） 今お話ありましたように、十月の五日から試行が始まっておりますけれども、これがいつまでなのかということは決めてはおりません。一元化するか否かにかかわらず、現在試行として行っている情報の分析、収集などを行いまして、国民生活センターと消費者庁との連携というのが

続けられていくものと、そんなふうに考えているところです。

国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議ですけれども、これはこの試行の実施結果について検証を行うということをその任務としているというわけでございますから、試行の実施結果を検証を行いまして、それが検証会議における中間の取りまとめに反映されていくものでないかというふうに思っています。

○林久美子君 今回の試行は検証会議の設置とセットで出てきた話でもありませんので、その試行をしっかりと重要な問題ですから続けていかななくてはならないというお立場もよく分かるんですけれども、今御答弁いただきましたように、しっかりと中間報告の方にもその段階での結果というのを反映をいただければというふうに重ねてお願いをしたいというふうに思います。

さらに、この試行の実施や検証会議の設置をうたった今年八月の細野大臣名のペーパーがございまして、これは国民生活センターの在り方の見直しについてというものだったかと思いますが、この中でも触れられておりましたし、先日の大臣の所信的挨拶の中でもお触れをいただきましたけれども、この国民生活センターと消費者庁がいかに関係をしていくべきかということについては、しかるべき時期に政務としての判断を行うというふうに記されておりますし、述べられました。

そこで、大臣にお伺いをしたいんですけれども、この政務が判断を行うしかるべき時期というのは具体的にいつごろを想定をしていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣（山岡賢次君） 今、政務官からも御質問に対してお答えを申し上げておりましたが、手続的には、試行を行い、検証を行い、そして行政刷新会議の方向性もにらみながらと、そういうプロセスで進んでいることは間違いはないわけでございますが、結論はいつどう出すかということについては、この消費者庁の問題は、これはできて二年目ということもありますが、何のためにできたのかと、それはもうあくまでも消費者中心、生活者中心、そのことを第一に考えて物事が全て進むべきものだと思っております。

したがって、悪いという意味じゃないんですが、役所的プロセスで手順を追って行ってここで終わりというふうにするにはなじまない面もあるんじゃない

ないかと思っているわけでごさいます、そういう点では、その検証のまず、試行の状況と検証の結果というのをまず見てみませんか、どういうことになるのか、今この段階でどうだという結論とかいつというのは、まだ出ていない段階で申し上げるのは今やっていらっしゃる皆様に対しても申し訳ないことだと思いますし、また、その結果を踏まえて、これは消費者委員会とか消費者団体とか、あるいは弁護士の皆様とか国会議員の皆様とか、幅広く消費者に関する皆様の御意見を承りながら、いつごろどうしたらいいのかという最終的判断をしたいと私は思っております。それがしかるべき判断と、時期と、こういうふうに申し上げているところです。

○林久美子君 非常に納得のいく御答弁ではあるんですが、しかしながら、いつまでも結論を先延ばしするわけにはこれはいかないんだと思うんですね。まさに、消費者行政全体を強化していくためには、まさに国民生活センターと消費者庁がどうかかわっていくべきかというのは非常に重要なテーマだというふうに思っております。そうしたことを考えますと、確かにいろんな方の意見を聞かなくてはいけないし、まさに今議論をいただいているということは確かなんですけれども、とはいえ政務が、しっかりと政治が判断をするということは当然避けては通れないと。

行政刷新会議の方は、大臣も御承知のように、独法の見直しを所管しているわけですが、年内に独法の制度、組織の見直し案というのをまとめるというふうに伺っております。このときに、そうした議論の結果をしっかりとやっぱり政府として反映をしてもらうということが重要になると思うんですけれども、この結果が、その政務の判断というものが行政刷新会議のまとめる案に反映をされるのか、その政務の判断は行政刷新会議がまとめる案よりも前の段階で示されるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣（山岡賢次君） 政府の立場としては、委員のおっしゃることはよく分かりました。むしろ私が言わなきゃならないことだとは思っているわけでごさいます。

しかし、私は、消費者担当大臣として、行政刷新会議ありきとは考えておりません。あくまでも我々がどういう結論でどういう判断なのかということをお優先をするつもりでまっております。

そして、いろいろと今検証の間でも多分問題点が指摘をされているんじゃないかと思いますが、一体となったときのメリットとデメリットというのが論じられていると思うわけでございます。ですから、結果的には、今私が申し上げているのは、一体となったときのメリットをきちっととらえつつ、デメリットをいかに解消していけるかと、こういう方法を考えてやってくださいと、こういうお願いをしているんです。

ですから、そういう結論が出れば、これはもう行政刷新会議の前にでも出せると思いますし、ただ、その辺の納得がない限り、圧倒的たくさんの消費者の納得を得られずに強行していくということは今のところ考えていないと、こういう意味です。

○林久美子君 分かりました。多くの関係者の皆様の御理解を十分いただきながら、いいタイミングで御判断がいただけるようお願いをしたいというふうに思います。

では、時間ももう余りございませんのでお伺いしたいんですが、一元化というのは、言葉で言うのは簡単ですけども、たくさんの方がかかわっていらっしゃるって非常にやっぱり難しい問題ですし、議論も重ねていかななくてはいけない、かといっていつまでも引っ張れる問題ではないということで、難しさをいろいろはらんでいると思うんですが、今大臣おっしゃったように、最後は消費者の皆さんがしっかりと、消費者の皆さんにとっていい行政ができるということが大事なわけでございますけれども。

さて、一元化というしかしながら方向性は一定あるわけでございます。そうした中で、ちょっとお手元にも配らせていただいておりますが、この図の左側を御覧いただきたいんですが、所掌の範囲を見てみますと、このブルーの下三段ですね。地方支援関係、相談等という国民生活センターが今まで担ってきた支援相談、商品テスト、ADRというのは消費者庁の所掌からは実ははみ出る部分として今のところあるわけです。

これが実際本当に一元化されていったときには、これは消費者庁の設置法の見直しというのが、法律上の見直しというのが必要になってくるというふうに思いますけれども、この設置法の見直しについてどのように考えていらっしゃるのか、政府の方から設置法の改正案を出すとすれば一体いつごろになるのか、お伺いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣（山岡賢次君） 仮に一元化となった場合には、今、国民センターが担っている機能を消費者庁に移管すると、こういうことになっていくわけでございまして、当然、消費者庁設置法に基づいて設立された現在の消費者庁とは違ってくるものにならなきゃいけません。ですから、所要の法律改正をいたします、するつもりでございます。

いずれにしても、この検証会議の結論を踏まえて、結論が出てから次のステップに入りますので、結論ありきというお答えをするには、今ちょっともごもごとしゃべっていたのは、せっかくおやりになっているのにもう次のことを考えているんだとも申し上げにくいのでそういうふうにしましたが、当然そういうふうになってくると思います。ありがとうございました。

○林久美子君 ありがとうございました。